



重要事項説明書（介護医療院サービス）

あなたに対する介護医療院サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚労省令第五号（介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準）に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	一般社団法人福岡県社会保険医療協会
主たる事務所の所在地	福岡県福岡市中央区天神三丁目7番31号N天神ビル2階
法人種別	一般社団法人
代表者名	理事長 瓦林達比古
設立年月日	平成28年4月1日
電話番号	092-741-9120
ファクシミリ番号	092-751-5910

2. ご利用施設

施設の名称	社会保険稲築病院介護医療院いなつき
施設の所在地	福岡県嘉麻市口春744番地1
都道府県知事指定番号	40B2100012
管理者氏名	定村伸吾
電話番号	0948-42-1110
ファクシミリ番号	0948-43-0389

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
短期入所療養介護	2019年6月1日	40B2100012	37名 (空床利用)

4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	当施設は、介護保険法その他の関係法令の定めるところにより、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、要介護状態と認定された入所者（以下「入所者」という。）に対し、その有する能力に応じよりよい日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
運営の方針	1. 当施設は、療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。また、施設入所者がその有する能力に応じよりよい日常生活を営むように支援するものとする。 2. 当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護医療院サービスの提供に努める。

	<p>3. 当施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>4. 当施設は、入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了解を得ることとする。</p>
--	---

5. 施設の概要

敷地	17150.57 m ² (全敷地面積)	
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建
	延床面積	11787.87 m ² (建築物全体) ・ 1483.70 m ² (介護医療院対象部分)
	利用定員	37名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
特室	1室	22.37 m ²	22.37 m ²
個室①	12室	18.17 m ²	18.17 m ²
個室②	4室	17.91 m ²	17.91 m ²
4人部屋	5室	36.97 m ²	9.24 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積
機能訓練室	1室	151.3 m ²
談話室	1室	76.45 m ²
食堂	1室	76.45 m ²
一般浴室	4室	13.07 m ²
機械浴室	特殊浴槽1台	68.20 m ²

6. 職員体制

従業者の 職種	員数	区分				常勤換算後 の人員	指定基準
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			0.1	
医師	3		3			0.6	100:1 (施設で1以上)
薬剤師	1		1			0.3	入所者の数を300で除した数を加えて得た数以上
管理栄養士	2		2			0.4	入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上

看護職員	8	8			8	入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
介護職員	8	8			8	入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
理学療法士又は作業療法士・言語聴覚士	4	1	3		1.9	実情に応じた適当数
介護支援専門員	1	1			1	1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	8：30～17：00	原則として4週8休
医師	8：30～17：00	原則として4週8休
薬剤師	8：30～17：00	原則として4週8休
管理栄養士	8：30～17：00	原則として4週8休
看護職員	早出（7：00～15：30） 遅出（10：30～19：00） 夜勤（16：30～9：00） 日勤（8：30～17：00）	原則として4週8休
介護職員	早出（7：00～15：30） 遅出（10：30～19：00） 夜勤（16：30～9：00） 日勤（8：30～17：00）	原則として4週8休
理学療法士	8：30～17：00	原則として4週8休
作業療法士	8：30～17：00	原則として4週8休
介護支援専門員	8：30～17：00	原則として4週8休

8. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

（1）介護保険給付によるサービス

社会保険稲築病院介護医療院いなつき利用料金表をもとに個別に利用料金のお知らせを致します。

サービスの種別	内容	自己負担額
医療・看護	あなたの病状にあわせた医療・看護を提供します。 医師による診察は随時行います。ただし、当施設では行えない急性期治療については急性期病院等に移って治療します。 歯科治療は協力医療機関による訪問歯科での治療を受けることができます。 また精神科治療が必要な場合には、精神科病棟のある病院に入院して治療して頂く場合があります。	介護報酬の1～3割をお支払いいただきます。

排せつ	入所者の施設サービス内容に応じた排泄支援を行います。	
入浴・清拭	入浴日：毎週（月）・（木） 入浴時間：9時45分～11時 13時45分～15時30分 清拭は入浴日以外必要に応じて、入浴日でも入浴しない方はタオルで体をおふきします。	
離床	入所者の施設サービス内容に応じ寝たきり防止のため、離床のお手伝いをします。	
着替え	入所者の施設サービス内容に応じ着替えのお手伝いをします。	
整容	入所者の施設サービス内容に応じ身の回りのお手伝いをします。	
シーツ交換	シーツ交換は必要に応じて行います。	
寝具の消毒	寝具の消毒は適宜行います。	
機能訓練	入所者の施設サービス内容に応じ機能訓練指導員による機能訓練を行います。	
介護相談	入所者とその家族からのご相談に応じます。	

○負担割合

平成30年8月より、一定以上の所得のある方は負担割合が2割もしくは3割となりました。「介護保険負担割合証」に記載されている入所者の割合をご確認ください。

対 象 者	負担割合
65歳以上の方で合計所得金額※1が220万円以上の方 (単身で年金収入のみの場合、年収334万円以上の方)	3割
65歳以上の方で合計所得金額※1が160万円以上の方 (単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上の方)	2割
世帯の65歳以上の方の年金収入との <u>その他の合計所得金額※2</u> の合計が、 ・1人の場合280万円未満 ・2人以上の場合346万円未満	1割
65歳以上の方で本人が市区町村民税を課税されていない場合、または生活保護受給者	1割

※1・・・収入から公的年金等控除や給与所得控除・必要経費を除いた後、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※2・・・合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

(2) 介護保険給付によるサービスの負担軽減

○高額介護サービス費制度

1ヶ月に支払った入所者負担の合計額が下表の上限額を超えた時、申請により超えた分が払い戻される制度となります。(施設サービス費等での食費・居住費は対象となりません)

所得段階	内 容	上限額 (月額)
第5段階	現役並みの所得者に相当する方がいる世帯の方 ・課税所得690万円(年収約1,160万円)以上 ・課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円	140,100円(世帯) 93,000円(世帯)

	(年収約 1,160 万円) 未満	
第 4 段階	世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方 ※同じ世帯のすべての 65 歳以上の方 (サービスを利用していない方を含む) の入所者負担割合が 1 割の世帯に年間上限額 (44,400 円) を設定	44,400 円 (世帯)
第 3 段階	世帯全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600 円 (世帯)
第 2 段階	市区町村民税非課税世帯で前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が 80 万円以下の方等	24,600 円 (世帯) 15,000 円 (個人) ※
第 1 段階	生活保護を受給している方等	15,000 円 (個人)

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担上限額を指します。

○負担基準限度額認定制度

低所得者の方について、居住費・食費の負担軽減を行っています。

平成 28 年 8 月より非課税年金収入 (遺族年金と障害年金) も含めて判定することとなりました。

利用者 負担段階	対 象 者		負担限度額 (単位: 円/日)		
			居住費		食費
			4 人部屋	個室	
第 1 段階	世帯の全員 (世帯分離をしている配偶者を含む) が市町村民税を課税されていない方で生活保護等を受給されている方	かつ預貯金等が単身 1,000 万円以下夫婦で 2,000 万円以下	0 円	550 円	300 円
第 2 段階	世帯の全員 (世帯分離をしている配偶者を含む) が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入の合計が年間 80 万円以下の方	かつ預貯金等が単身 650 万円以下、夫婦で 1,650 万円以下	430 円	550 円	390 円
第 3 段階	世帯の全員 (世帯分離をしている配偶者を含む) が市町村民税を課税されていない方で、合計所得額と課税年金収入額と非課税年金収入の合計が年間 80 万円を超え 120 万円以下の方は①、120 万円を超える方は②	かつ預貯金等が単身 550 万円以下、夫婦で 1,550 万円以下は①、単身 500 万円以下、夫婦で 1,500 万円以下は②	430 円	1,370 円	① 650 円 ② 1,360 円
第 4 段階	上記以外の方		437 円	1,728 円	1,445 円

(3) 居室（居住費）

当施設には下記の種類の居室があります。居住費については利用料金表に記載されている通りです。特別室（特室、個室）へ入居される方は、居住費の他に下記特別室料をご負担いただきます。また、入退院日当日・外泊日の居住費及び特別室料は徴収させていただきます。

居室の種類	部屋数	特別室料（円/日）	特別室料（月額：30日あたり）
特室	1室	5,000円（消費税抜き）	150,000円（消費税抜き）
個室	16室	500円（消費税抜き）	15,000円（消費税抜き）
4人部屋	5室	なし	なし

(4) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内容	自己負担額								
食事	<p>食事時間：朝食7時～8時まで 昼食12時～13時まで 夕食18時～19時まで</p> <p>食事場所：できるだけ離床して食堂でお食べください。（ご本人の状況に応じて対応します） 献立表は、1週間ごとに食堂に掲示します。 食べられないものやアレルギーがある方は事前にご相談ください。お茶の給湯は毎食前となっております。</p>	<p>1日あたり1,445円になります。 負担限度額認定証をお持ちの方は1日あたり以下のような金額になります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者負担段階</th> <th>食費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階の方</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第2段階の方</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>第3段階の方</td> <td>① 650円 ② 1,360円</td> </tr> </tbody> </table>	利用者負担段階	食費	第1段階の方	300円	第2段階の方	390円	第3段階の方	① 650円 ② 1,360円
利用者負担段階	食費									
第1段階の方	300円									
第2段階の方	390円									
第3段階の方	① 650円 ② 1,360円									
理髪	火曜午後に外部業者により実施されています。	利用料金表のとおりです。								
レクリエーション行事・クラブ活動	当施設では、季節にそったレクリエーション行事や利用者の状況に応じたクラブ活動等を行います。参加されるか否かは任意です。	実費をご負担いただきます。								
日常生活品の購入代行	衣服、スリッパ、歯ブラシ等日用品の購入の代金をさせていただきます。	商品の代金をご負担頂きます。 施設外で買い物をした場合は、購入代金費用として1回あたり、500円をご負担頂きます。								
金銭管理サービス	銀行通帳、実印等の保管サービスのほか、公共料金等の支払等代行サービスを行います。ご利用されるか否かは任意です。ご利用頂く場合には別途ご契約が必要です。	別途契約書のとおり、費用をご負担いただきます。								
洗濯	洗濯物の管理はご本人・ご家族で行っていただきます。業者で行うクリーニングサービスもごさいますのでご希望の場合はご相談ください。	利用料金表のとおりです。衣類が洗濯後返ってくるまでの期間が多少かかりますので、下着類等多めにご準備していただきます。								

テレビ	ご希望に応じてテレビを貸与します。持ち込みをご希望される場合はご相談下さい。	テレビ導入初期手数料を 500 円いただきます。1月 3,000 円にて貸与致します。月中に入所・退所がある場合は、1日 100 円での日割り計算を行います。多床部屋でテレビをご利用の際には必ずイヤホンをご使用下さい。イヤホンはご自身でご購入下さい。
貸衣	日常着等はご本人に合ったものをご準備していただきます。貸衣もございますのでご希望の場合はご相談ください。	利用料金表のとおりです。
その他	※その他の日常生活に必要な物品（おむつ代は施設サービス費用に含まれます）は入所者の全額負担となっておりますのでご了承ください。	
	※医療 当施設の医師で対応できる日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、急性期治療のための医療、歯科、精神科病院での医療につきましては医療機関による往診や通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくこととなります。 協力医療機関：社会保険稲築病院 協力医療歯科：あいは歯科クリニック新飯塚駅前院	

9. 苦情等申立窓口

当施設のサービス内容について、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、別紙1記載の担当者までお気軽にご相談ください。責任をもって調査、改善をさせていただきます。

10. 虐待防止に関する事項

当施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

当施設はサービス提供中に当施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関に通報します。

11. 感染症に関する事項

当施設は施設内外での感染症の発症及び蔓延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努めます。

(2) 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定めます。

(3) 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底します。

1 2. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「社会保険稲築病院消防計画」に則り対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「社会保険稲築病院消防計画」に則り年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	<p>スプリンクラー…適所に設置されています。</p> <p>避難階段…社会保険稲築病院含め3か所ございます。</p> <p>自動火災報知器…適所に設置されています。</p> <p>ガス漏れ報知器…社会保険稲築病院との共用施設内にあります。</p> <p>防火扉・シャッター…適所に設置されています。</p> <p>屋内消火栓…適所に設置されています。</p> <p>非常通報装置…適所に設置されています。</p> <p>漏電火災報知器…適所に設置されています。</p> <p>非常用電源…適所に設置されています。</p> <p>カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。</p>
消防計画等	<p>山田消防署への届出日 2021年11月30日</p> <p>防火管理者 井上 久美子</p>

1 3. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	<ul style="list-style-type: none"> ・面会時間は8時～20時までとなります。 ・来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください、来訪者が宿泊をご希望される場合には必ず許可を得てください。 ・防犯上、21時から7時30分まで正面玄関は施錠します。 ・面会については、他の入居者の方に迷惑がかからないようにご協力をお願いします。 <p>但し、面会時間や面会方法については感染対策等により変更する場合があります。</p>
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	<p>全館・敷地内禁煙です。</p> <p>飲酒はできません。</p>
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑に行為はご遠慮願います。また、他の入所者の許可なく、その居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	<p>持ち物全てに記名し必要最低限をお願いします。</p> <p>高価な物のご使用は控えていただくようお願いします。</p>
現金・貴重品等の管理	<p>高額な現金持ち込みはご遠慮ください。貴重品の持ち込みは原則お断りしています。</p> <p>破損紛失した場合、当介護医療院では責任を負いかねますのでご了承下さい。</p>
宗教・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な布教活動及び政治活動は禁止します。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

＜個人情報保護に対する基本方針＞

社会保険稲築病院介護医療院いなつきは、福岡県社会保険医療協会医療理念のもと安全で適切な医療と介護を推進しています。入所者（利用者）様の個人情報について法のもと適切に保護し管理する事が重要であると認識し、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 法令遵守について

入所者（利用者）様の個人情報について、個人情報保護に関する法律を遵守するとともに、下記項目の見直しを適宜行い、継続的な改善を図ります。

2. 個人情報の収集について

入所者（利用者）様の個人情報は、施設の運営管理に必要な範囲においてのみ収集致します。その他の目的で個人情報を利用する場合は、利用目的を予めお知らせし、ご了解頂いた上で実施致します。インターネットによる収集も同様の扱いに致します。

3. 個人情報の利用及び提供について

入所者（利用者）様の個人情報の利用につきましては本来の利用目的の範囲を超えて使用致しません。但し、以下の場合は適用から外れます。

- 入所者（利用者）様の了解を得た場合
- 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- 法令等により提供を要求された場合

当施設は、法令の定める場合等を除き、入所者（利用者）様の許可なく、情報を第三者に提供致しません。

4. 個人情報の安全管理について

入所者（利用者）様の個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏えいを防止し、安全で正確な管理に努めます。

5. 組織体制と職員教育について

入所者（利用者）様の個人情報を適正に取り扱うために、個人情報保護管理責任者を置き、適宜に職員教育を行います。

6. 個人情報の開示と訂正について

入所者（利用者）様の個人情報について患者様・入所者（利用者）様自身が開示を求められた場合には、当施設の「診療情報開示に関する指針」に従って対応いたします。また、内容が事実と反する等で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応致します。

7. お問い合わせ窓口

下記の窓口で、個人情報保護に関する質問や相談をお受けいたします。

個人情報相談窓口 担当 総務課 井関 篤史

※この方針は、患者様・入所者（利用者）様以外にも、当施設の職員及び当院に関する個人情報についても上記と同様に取扱いさせていただきます。

2019年6月1日 施行

個人情報の利用目的

社会保険稲築病院介護医療院いなつきでは、入所者（利用者）様の個人情報については以下通り定めます。

【 施設内での利用目的 】

1. 入所者（利用者）様に提供する介護・医療サービス
2. 入退所等の管理業務
3. 医療及び介護に関する事務
4. 介護保険事務・会計・経理事務
5. 医療・介護事故等の報告
6. 施設内において行われる学生の実習への協力
7. その他、個人情報に係わる管理運營業務

【 施設外への情報提供としての利用目的 】

1. 医療機関、薬局、他施設、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者等（以下医療機関等）との連携
 2. 医療機関等からの照会への回答
 3. 医療機関等の医師等に意見、助言を求める場合
 4. 検査等の業務委託
 5. 画像診断、病理診断の委託
 6. ご家族への病状等説明
 7. 医療及び介護保険の事務委託
 8. 支払審査機関への介護・診療報酬明細書提出
 9. 支払審査機関又は保険者からの照会への回答
 10. 事業所等から委託を受けた健康診断に係わる、事業者等への通知結果
 11. 官公庁、医療に関する専門団体等への報告、各種届出等を行う場合
 12. 事件捜査、裁判等のため
 13. 外部監査機関への情報提供
 14. 学術発表等
 15. その他、入所者（利用者）様への医療及び介護保険事務に関する利用
 16. 国が実施する全国がん登録事業に対してがん登録情報（氏名・生年月日・住所・診療情報等）を提供しております。
- 当施設は、法令の定める場合もしくは緊急時等で入所者（利用者）様本人の同意を得ることが困難である場合等を除き、許可無く情報を第三者(家族等も含む)に提供致しません。
 - 入所（利用）記録等の開示等で、本人確認が必要な場合は、必ず本人確認をさせていただきます。その際、本人であることを証明する運転免許書や健康保険証等の提示をお願いします。
 - 入所（利用）部屋やベッドサイドラベル等への氏名表示、院内放送等のアナウンスに関しては安全性を第一に考え、継続して実施いたします。
 - 電話等で療養上に係わるお問い合わせは、本人確認または入所者（利用者）様本人との関係が判別できない場合、お答えできない場合があります。
- ※ 上記の内容で、同意し難い事項がある場合は、個人情報相談窓口までお申し出下さい。お申し出がない場合は、同意したものとして取扱いさせていただきます。お申し出については、いつでも撤回、変更等が可能です。